

指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 介護老人福祉施設「特別養護老人ホームひかり」の概要

施 設 名 特別養護老人ホーム ひかり
 所 在 地 牛久市遠山町新田浦 478-1
 電話番号 029-879-8010
 開設日 平成 26 年 7 月 1 日
 運 営 主 体 社会福祉法人 えがお 理事長 渡邊 力
 施 設 長 尾鷲 稔
 指定介護老人福祉施設
 指定年月日 平成 26 年 7 月 1 日
 介護保険指定番号 0871900999

2. 当施設の概要

- (1) ユニットケア型
- (2) 鉄骨コンクリート 2 階建て
- (3) 施設概要

定員	特養：70 名／短期：10 名	医務室・理美容室・家族宿泊室・各 1 室
居室	1 人部屋：80 室 80 床 (1 階：40 室 / 2 階：40 室) (注) 1 階には、短期 10 室を含みます。	共同生活室 8 室 (各ユニット 10 室)
		浴室 (機械浴・個浴) 9 室
		地域交流室 (ふれあい広場)・トイレ 26 ヶ所

3. 当施設の職員の体制

(1) 職種及び員数

R7.9.1 現在

職 種	常 勤	非常勤等	備 考
管 理 者	1 名	— 名	施設長
医 師	— 名	1 名	
生活相談員	1 名	1 名	
介護支援専門員	1 名	— 名	
介 護 員	41 名	7 名	
看 護 師	3 名	3 名	
管理栄養士	1 名	1 名	給食委託
事 務 員	2 名	— 名	
機能訓練指導員	1 名		兼務可
計	51 名	13 名	医師以外の兼務部分は常勤換算による員数

※本体施設の職員を含む

(2) 夜勤・当直

夜 勤	介護員による 4 人夜勤
当 直	施設管理及び有事対応のため、夜勤以外に、管理当直 1 人配置

主な業種（介護）の勤務体制

職 種	備 考
管理者（施設長）	8：30～17：30
生活相談員	8：30～17：30
介 護 員	早番 7：00～16：00 日勤 9：00～18：00 遅番 13：00～22：00 夜勤 22：00～7：00
医 師	（水）13：00～15：00
看 護 師	日勤 8：30～17：30 遅番 10：00～19：00
管理栄養士	8：30～17：30
機能訓練指導員	8：30～17：30
事 務 員	8：30～17：30

4. サービス内容

(1) 介護サービス

短期入所生活介護（計画）に沿って、次の介護を行います。

- ① 食事の提供 朝食 7：30 ・ 昼食 12：00 ・ 夕食 18：00
- ② 入浴及び清拭 週に最低 2 回の入浴及び清拭を行います。利用者の状態に応じて一般浴・機械浴等で対応します。
- ③ 排 泄 利用者の心身の状況及びプライバシーを考慮して、適切な介助を行います。
- ④ レクリエーション 入所者交流会等の行事を週・月・年単位で随時行います。
行事によっては別途、費用を要する場合があります。
- ⑤ 生 活 相 談 利用者のご家族について、生活に関する相談等に応じ、適切な援助と助言を行います。相談は、生活相談員が対応します。
- ⑥ 健 康 管 理 看護職員によるバイタルチェック・投薬等医療的管理を行います。
ご利用中に体調変化があった際には、ご家族が希望される医療機関への受診を行います。

⑦ 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人若竹会 つくばセントラル病院
所 在 地	茨城県牛久市柏田町 1589-3
診 療 科	総合診療科・消化器外科・脳神経外科・整形外科・呼吸器外科・ 消化器内科・循環器内科・腎臓内科・呼吸器内科・代謝内科・ 内科一般・リウマチ科・心療内科・外科・乳腺科・神経内科・ 泌尿器科・皮膚科・眼科

医療機関の名称	医療法人慈厚会 野上病院
所 在 地	茨城県土浦市東崎町 6-8
診 療 科	消化器科、外科、内科

⑧ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	ときわ歯科医院
所 在 地	茨城県牛久市田宮町 183-1

- ⑨ 生活環境整備 居室内の清掃整備等を状態、状況等に応じて行います。
リネンの交換を定時あるいは必要に応じて行います。

☆当施設では、サービス提供にあたり、利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません。ただし、本人又は他人の身体・生命に危険が及ぶ恐れがあるなど、緊急やむを得ない場合は、ご家族等に対して、身体拘束の内容、目的及び理由並びに拘束の時間、時間帯、期間等の説明を行い、その同意を得てこれらの身体拘束を行うことがあります。

(2) 加算を伴う介護サービス

※ 別紙料金表参照

【長期利用について】

短期入所生活介護における長期利用は、施設と同様の利用形態となっていることから、居宅に戻ることなく自費利用を挟み、同一事業所を連続して 60 日を超えて利用する場合、その超えた日から介護福祉施設サービス費と同単位数を算定することとなります。

なお、介護予防短期入所生活介護においても、長期利用の適正化が新設され、居宅に戻ることなく自費利用を挟み、同一事業所を連続して 30 日を超えて利用する場合、その超えた日から所定の単位数を算定することとなります。

(3) 介護給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用（材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内で負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（1 日当たり）の負担となります。

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等相当額）を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1 日当たり）の負担となります。

③その他費用負担の必要なもの（金額は実費相当額とする）

- ・現金及び貴重品の管理費 100 円/日
なお、預金通帳、カード、印鑑等は、原則としてお預かりしません。
- ・外出等における付添費（距離・時間により加算があります。）30 円/k m+2,000 円/時間
- ・理美容代（3,000 円）
- ・テレビレンタル代（電気代を含む。）、冷蔵庫その他当施設が指定する電気製品の電気代 50 円/日
- ・コピー代（下記(4)の行政手続代行に伴うものを除く。）20 円/枚
- ・その他専ら利用者のために行うサービスであって、介護保険の給付対象とならないもの（例：寿司など特別な食事の提供、趣味に係る同好会等の材料費）

(4) その他の費用負担を必要としないサービス

以下のサービスは無料で行います。

- ・行政手続の代行
- ・食品の預かり

5. 利用料金の支払方法

当月分について、翌月 3 日頃までに当施設からの請求に基づき、15 日までの現金支払いを原則とします。振込みの場合、銀行口座番号は下記のとおりです。

- | |
|---|
| 1. (施設の銀行口座) 筑波銀行
名義：社会福祉法人えがお 理事 渡邊 力
本店営業部支店 001 種別：普通 番号：1145209 |
| 2. 施設窓口での現金支払い |

6. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- | |
|--|
| 1. 利用者の「人間としての尊厳」を大切にするとともに、利用者の「最善の利益」の実現と「出会えて良かった」と思える介護をめざし、次の理念のもとに処遇します
(1) 利用者とその家族が「えがお」になれるように、「安全・安心」の介護サービスの提供に努めます
(2) 利用者が「家庭的な生活の継続性」の中で暮らせるように努めます
(3) 利用者が「自立した日常生活」を送れるように努めます |
| 2. 地域に開かれた施設をめざし、福祉と医療の連携のもとに牛久市南部地区における地域福祉の発展に寄与します |
| 3. 公正な施設運営を図るとともに、職員の自己研鑽に努め、福祉行政の進展に貢献します |

(2) 当施設利用にあたっての留意事項

- ・面 会 ご家族等は、極力、面会に訪れるように努めていただくものとし、面会時間は午前 8 時 30 分～午後 7 時 30 分までを原則としますが、事前に連絡等をいただいた場合は、この限りではありません。
- ・緊急連絡先等の変更 事前にその旨を届け出てください。

7. 非常災害対策

- ・災害時の対応 当施設の災害対策規程に基づいた対応をします。
- ・防 災 設 備 警報装置、電気・ガス・上下水道・の設備等について、保守点検を定期的に行います。
- ・防 災 訓 練 毎年2回、防災訓練、避難訓練を実施します。

8. 禁止事項 当施設では、多くの方が安心して生活を送ることができますように、利用者による「営業行為、宗教勧誘、政治活動」は原則として禁止します。

9. サービス内容等に関する苦情処理体制

(1) 当施設の窓口

- ・受付担当者：全職員が受け付けます。受付時間は、昼間を原則としますが、内容により常時受け付けます。
- ・当施設では、苦情処理委員会（委員長：施設長）及び第三者委員を設置しています。

(2) その他の窓口

当施設以外に、下記の窓口等でも受け付けています。（平日 9：00～17：00）

- ・牛久市役所 保健福祉部 高齢福祉課・社会福祉課
住所 牛久市中央 3-15-1 電話 029-873-2111
- ・龍ヶ崎市役所 福祉部 介護福祉課
住所 龍ヶ崎市 3710 番地 電話 0297-64-1111
- ・取手市役所 福祉部 高齢福祉課
住所 取手市寺田 5139 番地 電話 0297-74-2141
- ・つくば市役所 高齢福祉課・介護保険課
住所 つくば市研究学園 1 丁目 1 番地 1 電話 029-883-1111
- ・つくばみらい市役所 介護福祉課
住所 つくばみらい市福田 195 番地 電話 0297-58-2111
- ・国民健康保険連合会 介護保険苦情相談室
住所 水戸市笠原町 978-26 電話 029-301-1565

10. 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

11. 緊急時の対応

事故、体調の急変など緊急事態が発生した場合は、医師への連絡、救急車の手配など迅速に対応します。あわせて、あらかじめ申し出られた次の緊急連絡先に速やかに連絡します。

	第 一 連 絡 先	第 二 連 絡 先
氏 名		
住 所		
電 話	(固定)	(固定)
	(携帯)	(携帯)
続 柄		

令和 年 月 日

12. 事故発生時の対応等

事故発生時の対応	施設は、介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご利用者のご家族・緊急連絡先になっている関係者に連絡・報告を行なうとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。
損害賠償	施設は、サービス提供によりご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地災等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。また、ご利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
施設賠償責任保険	施設は、万一の事故の発生に備えて、「施設賠償責任保険」に加入しています。

指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

[事業者] 所在地 牛久市遠山町新田浦 478-1

事業者名 社会福祉法人 えがお

代表者名 理事長 渡邊 力

施設名 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム ひかり

管理者 尾鷲 稔

説明者

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスに関する重要事項の説明を受け、了承しました。

[利用者] 住 所

氏 名

印

[連帯保証人] 住 所

氏 名

印